

～ 40歳以上65歳未満の組合員のみなさまへ～

平成30年4月分から介護納付金の掛金率が変わりました

40歳以上65歳未満の組合員のみなさまは、介護保険料として、介護掛金を共済組合に納めています。共済組合は、納めていただいた掛金を、事業主の道府県からの負担金と合わせ、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付しています。この介護納付金は、同基金を通じて、全国の市町村に交付され、介護保険のサービス費用等に充てられています。

平成30年度の介護納付金の見込み額に基づき、平成30年4月以降の掛金率は、下表1のとおりとなりました。

なお、介護保険法等の一部改正法により、平成29年8月から介護納付金の算定方法が変更され、総報酬割が下表2のとおり導入されております。

このことに伴い、今後、当共済組合が納める介護納付金の増加が見込まれ、掛金率も引上げることが見込まれます。

40歳以上65歳未満の組合員のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 平成30年4月以降の介護納付金の掛金率

(単位：‰ (千分率))

区 分		平成29年8月～	平成30年度	引上げ幅
一般組合員 知事組合員 一般組合員(特別職等) 船員一般組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	6.37	6.75	0.38
任意継続組合員	標準報酬の月額	12.74	13.50	0.76

※ 道府県の負担金率についても引上げとなります。

2 総報酬割導入のスケジュール

		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		～7月	8月～			
算定方法	加入者割	全面	1/2	1/2	1/4	なし
	総報酬割	なし	1/2	1/2	3/4	全面

■ 今回の引上げによる掛金増加額 (例)

(標準報酬の月額が50万円、標準期末手当等の額が年額で183万円の場合)

○標準報酬の月額分の掛金増加額	月 額	：	50万円×0.38‰=190円
	年 額	：	190円×12月=2,280円
○標準期末手当等の額の掛金増加額	年 額	：	183万円×0.38‰=695円
○年間での掛金増加額	年 額	：	2,280円+695円=2,975円